

2017年度暮らしのエネルギー自給自足モデル事業

モニター募集要綱

2017年6月28日

一般社団法人市民エネルギー京都

合同会社京都サンエネルギー

(趣旨)

第1条 太陽光発電など再生可能エネルギーを使ってエネルギーの自給自足の暮らしをする・・・これまで、電気等の知識を持ったごく限られた人のみが田舎暮らし等で自作で実現する世界でしたが、

- 太陽光発電や蓄電池が安く手に入りやすくなってきたこと
- 住まいや家電の省エネルギーが進んできたこと

によって、住宅地でも実現可能になりつつあります。ただし、エネルギーを効率的に使えるための住まいづくりや、日々の暮らし方の工夫が必要です。

市民エネルギー京都では、これまで市民協働発電など、京都での再生可能エネルギーの普及の仕組みづくりに取り組んできました。さらなる取り組みとして、住まいづくりや暮らし方の工夫を、2020年代のモデルとして取り上げ普及するきっかけとするため、「暮らしのエネルギー自給自足モデル事業」として、モニター世帯を募集します。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づきモニターへの応募を行うことができる方（以下「申請者」という。）は、次の各号のすべてに該当する方とします。

- (1) 自らが居住する京都市内に所在する戸建て住宅において、次条に指定する対象機器を設置する、もしくは既に設置されている個人の方。
- (2) 毎月の発電量・消費電力量・消費ガス量・消費灯油量・バイオマス消費量のデータ及びレポートを合同会社京都サンエネルギー（一般社団法人市民エネルギー京都の子会社）に提出していただく方。
- (3) 自宅に設置した太陽光発電で発電した電力のうち、発電と同時に消費する電力を除いた余剰電力を、蓄電池の容量分毎日蓄積し、夜間や曇天等に自家消費して活用する運用ができる方。（蓄電池に貯めきれなかった分を売電することは可能です）
- (4) 1年に必要なエネルギーのうち8割程度を、自宅の太陽光発電及びバイオマス、太陽熱等の再生可能エネルギーで自給する目標を建てられる方。
- (5) 成果報告会等、市民エネルギー京都の主催する行事に参加発表いただける方。

(補助の対象機器)

第3条 モニター世帯選定の際に設置が必要となる機器・設備は、次のとおりです（★は必ず設置が必要なもの、☆は設置が望ましいもの、○は設置されていることが評価の対象となるもの）

- (1) ★太陽光発電システム
- (2) ★蓄電池システム（自宅に据付のもの）

- (3) ★HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)
- (4) ☆木質バイオマスストーブもしくはボイラー (ペレット、薪)
- (5) ☆断熱性能の高い窓など高断熱仕様の住まい
- (6) ○太陽熱温水器 (ソーラーシステム)
- (7) ○小型風力発電装置、小型小水力発電装置等

(応募期間)

第4条 応募は2017年8月20日までに所定様式を市民エネルギー京都宛に電子メールで送付ください。

(モニターへの謝金)

第5条 応募が採択されたモニターの方は、1年間毎月、第2条(2)の内容及びHEMSデータを合同会社京都サンエネルギー宛に送付をお願いします。送付された内容に対して、謝金として月8万円(税込)を、合同会社サンエネルギーよりモニターの方にお支払いいたします。

応募時点で機器類が未設置の方は、機器類の設置が完了された時点でレポート送付をお願いします。この場合、2017年12月までに機器類の設置を完了していただくことをお願いします。

(モニターの取消し等)

第6条 モニターの方が次の各号のいずれかに該当するときは、謝金のお支払を停止いたします。

- (1) 偽りその他の不正の手段により応募、またレポートの提出を行ったとき。
- (2) その他当法人が不相当と認めたとき。

(個人情報の取扱)

第7条 本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報については、本事業に関わる目的にのみ使用します。

- 2 申請者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集いたしません。

附 則

この要綱は、2017年6月25日から施行します。